令和5年4月以降の こみの持込みについて

伊予地区清掃センターでは、施設老朽化により、令和 5 年 3 月末をもって焼却炉を停止します。令和 5 年 4 月以降、伊予市、松前町の持ち込みごみは伊予地区清掃センターで中継した後、松山市西クリーンセンターに搬入し、焼却処理されます。

★ごみの持ち込みは、

これまでどおり、「伊予地区清掃センター」に搬入してください。

※松山市西クリーンセンターでは、受け入れできませんのでご注意ください。

~~受け入れできないものや出し方が一部変更になります。~~

① <u>ごみの分別で粗大ごみとなっている</u> ものは、持ち込みできなくなります。

※例:木製家具類、たたみ、布団、じゅうたんなど

(ただし、可燃性粗大ごみで、搬入する前に切断・破砕等を行い、直径(厚み)15cm以内 ×長さ 50cm以下であれば持ち込み可能です。)

② 剪定くず等(枝、葉)等の出し方

剪定した枝・丸太・角材・板材

1 本当たり**直径(厚み)15cm、長さ 50cm 以内**に切り、 ひもで束ねて出してください。

刈り草・葉・根

容量45リットル以下の無色透明又は白色半透明の袋に入れて出してください。(刈り草の根についた土はよく払ってください)





※規定寸法にしていない場合は、搬入者自らお持ち帰りいただきます。

持ち込みごみの搬入について

伊予地区清掃センターでは、1 市 1 町(伊予市・松前町)で定められたごみ収集日以外に、燃えるごみ を処分したい場合は、次の方法により当センターへ持ち込みいただけます。

(1) 持ち込みできる日時

月曜日から金曜日まで(祝休日可)の午前 8 時 30 分から 12 時 00 分まで、13 時から 16 時 30 分までまで、土曜日の午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分までです。

□ ※年末年始の日程は別に定めます。

(2) 持ち込みできるごみ

1 市 1 町(伊予市・松前町)から出る一般廃棄物のうち、<mark>燃えるごみ</mark>(詳しくは各市町のごみ分別の手引きなどご参照いただき、お持ちください。)のみです。

※1市1町にお住まいの方でも、1市1町以外の他市町から出たごみや産業廃棄物、処理困難物等は持ち込みできません。

(3) 持ち込みできる人

- 1 原則としてごみを排出した家庭にお住まいのご本人が直接お持ちください。ご本人が車の運転ができない場合などは、ご本人が同乗してください。
- 2 事業ごみ:「経営者もしくは従業員」(持ち込みできるごみは限定されますので、注意ください)の み。
- ※他人のごみを許可なく運ぶことは、法律違反になりますので、受付をいたしません。また、場合によっては、警察に通報することになります。

(4) 持ち込み時の注意事項

- 1 車からの荷降ろしはご本人に行っていただきます。
- 2 持ち込みの際に指定ごみ袋を使う必要はありません。
- 3 枝木は、太さ 15 センチメートル、長さ 50 センチメートル以内に切って、ひもで束ねてください。
- 4 落ち葉や草は、45 リットル以下の大きさの無色透明または半透明の袋に入れてください。 なお、草や葉についた土やごみなどは、取り除いてください。
- 5 場内での事故などにつきましては責任を負い兼ねます。係員の指示に従っていただき、十分ご 注意願います。
- 6 少量のごみは、収集日に決められた集積所に出していただくようご協力をお願いします。
- 7 粗大ごみは 申込みによる戸別収集をご利用ください。